

2022年3月22日

乙訓医療生活協同組合

支部長・たまり場・班・サークル 責任者
職員 各位

乙訓医療生活協同組合
専務理事 上西良太

**京都府のまん延防止等重点措置の解除に伴い、
乙訓医療生協の活動制限を解除します。
引き続き感染対策には留意して活動してください。**

京都府のまん延防止等重点措置が3月21日で解除されました。年明け以降、第6波といわれる新型コロナウイルス感染拡大の中で、乙訓地域でも感染が大きく広がりました。私たちも活動の制限をせざるを得ない状況が続いていましたが、今回の行政の対応を受け、下記の通り活動制限を解除いたします。

ただ、新規の感染者数は依然として多く、終息とは呼べない状況に変わりはありません。

春になり、人の移動が多くなることで感染が再拡大することも懸念されます。とりわけ感染対策には引き続き留意し、これまで同様に対策を行った上で、活動を行ってください。

気持ちの良い季節です。正しく感染対策を行い、活動を楽しみたいと思います。

記

(1) 期間

2022年3月22日（火）から活動制限を解除します。

(2) 組合員活動や会議等の開催について

- 従来通りの感染対策をおこなった上で活動して下さい。会議の開催についても同様です。
- マスクを外しての会話や、マスクをしていても対面で大声を出すような場面は、感染リスクが高まるため、行わないようにしましょう。
- 飲食については、マスクを外す場面が多くなります。京都府では「感染リスクを低減するための要請」として、「路上・公園での飲酒、ホームパーティなどの宅飲みは、控え」ることや、飲食店の利用時も、「2時間、同一テーブル4人までを目安に」などの呼びかけがされています。これらも目安にし、感染リスクが高まるようなことは避けましょう。

「みんなが守る8項目」

- *活動前の検温 *体調不良の場合は参加しない *参加前に手洗い・手指消毒を行う
- *マスクの着用 *室内の十分な換気 *2メートルを目安に人と間隔をあける
- *活動後は室内の消毒、解散時に手洗い・手指消毒を行う *飲み物は各自持参

* 自治体による「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」が取られた際は、指示内容を変更する事があります。

以上